

Q 5 同一建物利用者の設定と反映の方法

■ 同一日に同一建物に居住している利用者へ訪問した場合、訪問看護療養費はどのように登録すればいいですか。

■ Answer

同一建物居住者をあらかじめ設定しておくことで、同一建物居住者に対する算定を訪問看護療養費に反映させることができます。

(1) 同一建物居住者の設定

(a) メニュー【医療保険請求】→【同一建物居住者変換】画面で【同一建物居住者設定】ボタンをクリックします。

同一建物居住者変換 ✕

サービス提供年月: R02/04 抽出 ? 同

※列のタイトルをクリックすると並べ替えができます。

☒ 基本療養費 ☒ 複数名訪問看護加算 ☒ 難病等/精神 複数回訪問加算 列設定

変換対象	編集	建物名	利用者氏名	居住期間		1(水)			2(木)		
				開始日	終了日	基本	複数名	複数回	基本	複数名	複数回
1	⚠	〇〇マンション	〇〇 〇郎	H29/10/01		I	イ 1 人				
2	⚠	〇〇マンション	●● ●美	R02/03/01		I					
3	⚠	〇〇マンション	◎◎ ◎男	H20/10/01		I					
4		□□マンション	□□ □夫	H29/02/01							I
5	⚠	□□マンション	■ ■ 子	H30/01/01				精Ⅲ 2 人		精 2 回 2 人	
6		△△マンション	△△ △子	H31/01/01				I			

[同一建物居住者設定]をクリックします。

同一建物居住者設定

Point !

訪問看護療養費画面と療養費一括作成画面からも起動できます。

訪問看護療養費 ✕

サービス提供年月: R02/04 編集

主保険	後期高齢者医療	70%	462015 551234
公費保険	生活保護	100%	12462015 4050

展開・複写 ☒ レセプトを

サービス内容	金額	実績	1 水	2 木	3 金	4 土
1 基本療養費Ⅰ（看護師）週3日まで	5,550	実績	1			
2 訪問看護管理療養費	7,440	実績	1			
3 訪問看護管理療養費2日目以降	3,000	実績				

追加(サービス) その他費用 指示一覧 R02/03/15~R

記録参照

✕ 削除 同一建物居住者変換

療養費一括作成 ✕

作成条件

サービス提供年月: R02/04

対象者 ☒ 全員 ☐ 利用者指定

作成元 ☒ 医療サービス請求パターン ☐ 記録から実績を作成 ☒ その他費用請求パターン

重要度	氏名	作成結果	内容
同一建物居住者変換			

～ 次ページへ続く ～

- (b) 【同一建物居住者設定】画面で、利用者が居住している建物を登録します。
[編集]ボタンをクリック後、左側の「建物一覧」の[行追加]ボタンをクリックし、建物名を入力します。

① [編集]をクリックします。

② [行追加]をクリックします。

③ 建物名を入力します。

- (c) 「建物一覧」から「建物名」を選択し、右側の「居住者一覧」の[行追加]ボタンをクリックします。

「建物名」を選択します。

[行追加]をクリックします。

～ 次ページへ続く ～

- (d) 【利用者検索】画面が表示されますので、選択した建物に居住している利用者にチェックを入れて、[選択]ボタンをクリックします。複数の利用者を選択することも可能です。

利用者検索

検索条件

検索対象日 R02/05/01 検索条件値を保存 検索設定

利用者番号
利用者カナ
利用者氏名

☒ 利用サービス 訪問看護 みずき

期間 R02/05/01 ~ R02/05/31 両方 介護 医療

あ か 他 検索

全選択 全解除 列設定

利用者番号	利用者氏名	居住住所
14 33	今治 三郎	福岡県北九州市八幡東区東田
15 216	今治 口子	
16 219	伊領 寛吾	福岡県北九州市小倉北区重住
17 207	井領 けいこ	福岡県北九州市若松区小石本村町
18 33	いわき 花子	
19 329	◎手 太郎	
20 46		
21 49		

× 閉じる 選択

- (e) 【同一建物居住者設定】画面に戻りますので、「居住期間」の開始日を入力し、[登録]ボタンのクリックで登録してください。

同一建物居住者設定

編集

建物一覧

建物名	備考
1 ○○マンション	
2 □□マンション	
3 △△マンション	

居住者一覧 最新の居住情報のみを表示

利用者氏名	居住期間	居住地住所
1 ○○ ○郎	H29/10/01 ~	
2 ●● ●美	R02/03/01 ~	
3 ◎◎ ◎男	H20/10/01 ~	住所~~~~

行追加 行削除 行追加

EXCEL出力 × 閉じる 登録

(2) 同一建物居住者の療養費一括変換

Point !

全員分の訪問看護療養費の登録が完了していることを確認してから、操作してください。
訪問看護療養費の登録が完了していないと正しく反映させることができません。

- (a) メニュー【医療保険請求】→【同一建物居住者変換】画面で、「サービス提供年月」を指定し、
[抽出]ボタンをクリックします。
変換する必要がある利用者がある場合、[変換]ボタンがクリックできるようになりますので、
[変換]ボタンをクリックします。

同一建物居住者変換

サービス提供年月: R02/04

抽出

基本療養費 複数名訪問看護加算 難病等/精神 複数回訪問加算

変換対象	編集	建物名	利用者氏名	居住期間		1(水)			2(木)		
				開始日	終了日	基本	複数名	複数回	基本	複数名	複数回
1	!	〇〇マンション	〇〇 〇郎	H29/10/01		I	イ 1人				
2	!	〇〇マンション	●● ●美	R02/03/01		I					
3	!	〇〇マンション	◎◎ ◎男	H20/10/01		I					
4		□□マンション	□□ □夫	H29/02/01							I
5	!	□□マンション	■ ■ 子	H30/01/01				精Ⅲ 2人		精 2回 2人	
6		△△マンション	△△ △子	H31/01/01				I			

EXCEL出力

閉じる

変換

Point !

【同一建物居住者変換】画面の表示内容について

[抽出]ボタンをクリックすると、登録されている訪問看護療養費の内容と同一建物居住者設定の内容を元に、利用者の一覧を表示します。

算定要件に合致しない実績が登録されている利用者には、「変換対象」列に「！」が表示されます。

また、変換対象の訪問看護療養費の項目が赤字で表示され、矢印カーソルを合わせると算定すべき訪問看護療養費の項目が表示されます。

変換対象

編集

建物名

変換が必要な利用者には、「！」が表示されます。

変換が必要な療養費の項目が赤字で表示されます。

赤字にカーソルを合わせると、療養費の内容が表示されます。

基本療養費 I (看護師) 週 3日まで
同一建物3人以上のサービス内容に変更が必要です。

(b) 確認画面が表示されますので、内容を確認後、チェックを入れて[OK]ボタンをクリックします。

介護トータルシステム『寿』

変換対象列が⚠の利用者について訪問看護療養費のサービス内容を同一建物居住者設定を元に変換します。

- ・同一建物居住者設定を行っていない期間は、同一建物に居住していない利用者への訪問としてサービス内容の変換を行います。
- ・サービス内容が変更された場合はレセプトを更新します。

☒ 以上のことを理解したうえで、変換を実行する。

OK キャンセル

(c) 「同一建物居住者変換結果」が表示されますので、結果を確認してください。

▶をクリックすると変換結果の詳細を確認できます。

同一建物居住者変換 ✕

同一建物居住者サービス提供 ▶をクリックすると詳細内容が表示されます。

	重要度	利用者氏名	変換結果	内容
1	INFO	〇〇 〇郎	○	訪問看護療養費を変換しました。対象日：1
2	INFO	●● ●美	○	訪問看護療養費を変換しました。対象日：1、8、15、22、29
		対象日：1		基本療養費Ⅰ（看護師）週3日まで → 基本療養費Ⅱ（看護師）週3日まで・3人以上
		対象日：8		基本療養費Ⅰ（看護師）週3日まで → 基本療養費Ⅱ（看護師）週3日まで・2人
		対象日：15		基本療養費Ⅰ（看護師）週3日まで → 基本療養費Ⅱ（看護師）週3日まで・2人
		対象日：22		基本療養費Ⅰ（看護師）週3日まで → 基本療養費Ⅱ（看護師）週3日まで・2人
		対象日：29		基本療養費Ⅰ（看護師）週3日まで → 基本療養費Ⅱ（看護師）週3日まで・2人
3	INFO	◎◎ ◎男	○	訪問看護療養費を変換しました。対象日：1、8、15、22、29
4	INFO	■ ■子	○	訪問看護療養費を変換しました。対象日：2、9、16、23、30

EXCEL出力 戻る

(3) 補足：同一建物居住者に対する訪問看護療養費の算定要件について (R2/4)

(a) 訪問看護基本療養費（精神科を含む）

[要件定義]

同一建物居住者に係る人数については、同一日に訪問看護基本療養費を算定する利用者数と精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者数とを合算した人数とすること。

訪問看護基本療養は、同一日に訪問した一般・精神の利用者を合算して同一建物居住者の人数が決定します。

(b) 難病等複数回訪問加算

[要件定義]

難病等複数回訪問加算又は精神科複数回訪問加算(1 日あたりの回数の区分が同じ場合に限る)のそれぞれを合算した人数に応じて、同一建物居住者に係る区分とすること。

1 日の訪問回数が同じ回数(2 回あるいは3 回)の一般・精神の利用者を合算して同一建物居住者の人数を決定します。

<算定例 1>

同一建物居住者	訪問日時
利用者Aさん	10：00訪問
〃	15：00訪問
利用者Bさん	13：00訪問
〃	18：00訪問
利用者Cさん	16：30訪問

	複数回加算の回数区分
利用者Aさん	2 回
利用者Bさん	2 回
利用者Cさん	-

同一建物内人数の判断
同一建物内 2 人
同一建物内 2 人
-

1 日 2 回訪問のあった利用者が 2 人のため、同一建物内の人数は「2 人」と判断します。

<算定例 2>

同一建物居住者	訪問日時
利用者Aさん	10：00訪問
〃	15：00訪問
利用者Bさん	13：00訪問
〃	18：00訪問
利用者Cさん	16：30訪問
〃	20：00訪問

	複数回加算の回数区分
利用者Aさん	2 回
利用者Bさん	2 回
利用者Cさん	2 回

同一建物内人数の判断
同一建物内 3 人以上
同一建物内 3 人以上
同一建物内 3 人以上

1 日 2 回訪問のあった利用者が 3 人のため、同一建物内の人数は「3 人以上」と判断します。

<算定例 3>

同一建物居住者	訪問日時
利用者Aさん	10：00訪問
〃	15：00訪問
〃	21：00訪問
利用者Bさん	13：00訪問
〃	18：00訪問
利用者Cさん	16：30訪問
〃	20：00訪問

	複数回加算の回数区分
利用者Aさん	3 回
利用者Bさん	2 回
利用者Cさん	2 回

同一建物内人数の判断
同一建物内 1 人
同一建物内 2 人
同一建物内 2 人

複数回加算の対象利用者が 3 人いますが、Aさんは 3 回訪問、BさんとCさんは 2 回訪問のため、それぞれで同一建物内人数を判断します。

(c) 複数名訪問看護加算

[要件定義]

複数名訪問看護加算又は複数名精神科訪問看護加算(訪問する職種及び 1 日あたりの回数の区分が同じ場合に限る)を同一日に算定する利用者の人数に応じて、算定する。

「同行した職種」と「1 日あたりの回数」が同じ訪問を実施した一般・精神の利用者を合算して同一建物居住者の人数を決定します。

また「訪問する職種」については以下の職種区分に基づき判断を行います。

イ：看護師等（准看護師を除く）、ロ：准看護師、ハ：看護補助者

<算定例 1>

同一建物居住者	訪問者の職種		複数名加算の職種区分		同一建物内人数の判断
利用者Aさん	看護師 2 名	→	利用者Aさん	イ 看護師等	同一建物内 2 人
利用者Bさん	看護師 2 名		利用者Bさん	イ 看護師等	同一建物内 2 人
利用者Cさん	看護師 1 名		利用者Cさん	-	-

看護師同行による複数名訪問を行った利用者が 2 人のため、同一建物内の人数は「2 人」と判断します。

<算定例 2>

同一建物居住者	訪問者の職種		複数名加算の職種区分		同一建物内人数の判断
利用者Aさん	看護師 2 名	→	利用者Aさん	イ 看護師等	同一建物内 3 人以上
利用者Bさん	看護師と理学療法士		利用者Bさん	イ 看護師等	同一建物内 3 人以上
利用者Cさん	看護師 2 名		利用者Cさん	イ 看護師等	同一建物内 3 人以上

Bさんは理学療法士同行による訪問、AさんとCさんは看護師同行による訪問です。

理学療法士は「イ 看護師等」の職種区分となるため、同一建物内の人数は「3 人以上」と判断します。

<算定例 3>

同一建物居住者	訪問者の職種		複数名加算の職種区分		同一建物内人数の判断
利用者Aさん	看護師と理学療法士	→	利用者Aさん	イ 看護師等	同一建物内 3 人以上
利用者Bさん	看護師と理学療法士		利用者Bさん	イ 看護師等	同一建物内 3 人以上
利用者Cさん	看護師と理学療法士		利用者Cさん	イ 看護師等	同一建物内 3 人以上

Aさん、Bさん、Cさんは理学療法士同行による訪問です。理学療法士は「イ 看護師等」の職種区分となるため、同一建物内の人数は「3 人以上」と判断します。

<算定例 4>

同一建物居住者	訪問者の職種		複数名加算の職種区分		同一建物内人数の判断
利用者Aさん	看護師と理学療法士	→	利用者Aさん	イ 看護師等	同一建物内 2 人
利用者Bさん	看護師と理学療法士		利用者Bさん	イ 看護師等	同一建物内 2 人
利用者Cさん	看護師と補助者		利用者Cさん	ハ 看護補助者	同一建物内 1 人

AさんとBさんは理学療法士同行による訪問、Cさんは補助者同行による訪問です。補助者は

「ハ 看護補助者」の職種区分となるため、同一建物内の人数はそれぞれの職種区分の人数で判断します。